

新旧対照表

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>(2) <u>生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p>(3) <u>生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>(4) <u>生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人であって安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなったものに対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p>(5) <u>生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要した費用の返還の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>(6) <u>生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p>